

## 少年消防クラブの結成及び活動等に関する指導要綱

### 1 目的

この要綱は、少年消防クラブ（以下『クラブ』という。）の結成及び活動等について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 クラブの結成

消防署長（以下『署長』という。）は、次によりクラブを結成すること。

- (1) クラブは、平成3年4月を目標に結成すること。
- (2) クラブは、各消防署ごとに毎年1クラブ結成すること。
- (3) クラブは、川崎市内に居住する小学校3年生から6年生の男女で、おおむね20名から50名の希望者をもって組織すること。
- (4) クラブ員の任期は、1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。

### 3 クラブ員の募集

署長は、次によりクラブ員を募集すること。

- (1) クラブ員は、地域の子供会等を中心に募集すること。
- (2) 子供会等の支部又は地区等の組織が大きい場合には適宜分割し、輪番制で募集すること。（別添1参照）
- (3) クラブ員の募集は、地域子供会の育成会長に依頼すること。

なお、子供会を結成していない地域にあつては、自治会の防火部長等に依頼すること。

### 4 運営委員会の設置

クラブ活動を効果的に推進するため、クラブ運営委員会を設置すること。（別添2参照）

### 5 クラブ規約の作成

署長は、クラブ運営委員会と協議し、クラブ規約を作成すること。（別添3参照）

### 6 クラブ結成報告

署長は、クラブを結成したときには、消防局長に報告すること。（別紙1）

### 7 クラブ活動

署長は、クラブ運営委員会と協議し、おおむね次に掲げる活動を、学校の休日に行うこと。（1回3時間単位で年間5回程度）

月 別	活 動 内 容
5～6月	1 クラブ結成式 2 消防のしくみと仕事

7～8月	1 物が燃えるわけと、消火のしかた 2 火災が起ったら（通報、消火、避難） 3 火災をふせぐには、どうしたらよいか
9～10月	1 訓練礼式
11～12月	1 応急処置のしかた
1～2月	1 地震はどのように起きるのか、被害をふせぐには 2 反省会

\*クラブ運営委員会は、おおむね年2回（4月と翌年3月）開催すること。

なお、クラブ活動上の注意事項、詳細カリキュラム及び教材等は、追って送付する。

#### 8 クラブ活動の指導員

署長が指名した消防職員が指導すること。

#### 9 支給物品の取扱い

クラブ員がクラブ活動に参加するときには、支給した制服等を着用するよう指導すること。

#### 10 クラブ旗の掲出

クラブ活動を実施するときには、会場の見易い場所にクラブ旗を掲出させること。

#### 11 クラブ活動報告

署長は、クラブの年間活動状況を毎年4月10日までに消防局長に報告すること。（別紙2）

#### 12 修了証の交付

署長は、クラブ活動（年3回以上出席した者に限る。）を修了したクラブ員には、修了証を交付すること。（別紙3）

#### 13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度指示する。

附 則

この要綱は、平成3年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別添1

## 子供会等の組織数（分割表）

（2、4、1日現在）

区別	署別	町内会等		子供会		分割数		
		地区別	数	地区、支部別	数			
川崎	臨港	大師地区	27	38	大師支部	26	3ブロック	
		臨港地区	9		田島支部	9		
		田島地区	2					
	川崎	川崎	中央地区	25	55	中央支部	21	4ブロック
			渡田地区	9		田島支部	27	
			大島地区	9				
			小田地区	9				
			田島地区	3				
	幸	幸	南河原地区	18	66	南河原地区	10	5ブロック
			御幸東地区	14		御幸東地区	7	
御幸西地区			16	御幸西地区		13		
日吉地区			18	河原町地区		7		
				日吉南地区		13		
				日吉北地区		4		
中原	中原	小杉地区	20	74	小杉地区	18	5ブロック	
		丸子地区	11		丸子地区	9		
		玉川地区	13		玉川地区	8		
		大戸地区	16		大戸地区	15		
		住吉地区	14		住吉地区	13		
高津	高津	高津地区	52	105	高津地区	39	6ブロック	
		橘地区	53		橘地区	25		
宮前	宮前	宮前地区	25	68	宮前支部	20	5ブロック	
		向丘地区	43		向丘支部	24		
多摩	多摩	稲田地区	31	112			6ブロック	
		生田地区	81					
麻生	麻生			93		63	6ブロック	
合		計		611		440		

## 別添2

### 〇〇地区少年消防クラブ運営委員会会則

#### (目的)

第1条 本会は、〇〇地区少年消防クラブの運営及び活動等必要な事項を定め、クラブの育成発展に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 本会の名称は、『〇〇地区少年消防クラブ運営委員会』と称する。

#### (事務局)

第3条 本会の事務局は、〇〇消防署予防課予防係に置く。

#### (組織)

第4条 本会は、少年消防クラブ員が入会している子ども会の育成会長、クラブ員が所属する子ども会組織の役員及び自治会の防火部長等を委員として組織する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

#### (役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 委員長  | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |
| (3) 監事   | 2名 |

#### (役員を選出)

第7条 委員長及び副委員長は、委員の中から互選し、監事は、委員長が指名する。

#### (役員の仕事)

第8条 委員長は、本会を代表して、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(顧問等)

第9条 本会に、顧問及び参与を置く。

- 2 顧問には、消防署長の職にある者があたる。
- 3 参与には、副署長兼予防課長の職にある者があたる。

(事務局職員)

第10条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 書記 1名
- (2) 会計 1名

2 書記及び会計は、消防署員の中から委員長が指名する。

(会議)

第11条 本会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 会議では、次のことを審議する。
  - (1) クラブ全般の運営に関する事
  - (2) クラブ活動の実施計画に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事
  - (4) その他委員長が必要と認める事項
- 4 会議は、委員の2分の1以上の出席者をもって成立し、その議決は、出席者の過半数で決する。可否同数のときには、議長が決するものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(経費)

第12条 本会の運営とクラブ活動に必要な経費は、市費又は助成金等をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第14条 本会に、次の帳簿を置く。

- (1) 会則
- (2) 委員名簿
- (3) 会議記録簿
- (4) 金銭出納簿

(5) その他必要な帳簿

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(その他)

第16条 この会則を変更しようとするときには、事前に消防局長の承認を得るものとする。

付 則

この会則は、           年    月    日から施行する。

## 別添3

### 〇〇地区少年消防クラブ規約

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 このクラブは、火災予防に関することを学び、少年に正しい防火知識を身につけさせるとともに、クラブ活動を通じて規律正しい明るく元気な少年に育つことを目的とします。

##### (名称)

第2条 このクラブの名称は、『〇〇地区少年消防クラブ』といたします。

##### (事務局)

第3条 このクラブの事務局は、〇〇消防署予防課予防係に置きます。

#### 第2章 組織と任期

##### (組織)

第4条 このクラブは、川崎市内に住んでいる小学校4年生から6年生までの希望する男女で組織します。

##### (代表者)

第5条 クラブの代表者は、〇〇地区少年消防クラブ運営委員会の委員長とします。

##### (任期)

第6条 任期は1年とします。(毎年4月1日から翌年3月31日)

#### 第3章 役員

##### (役員)

第7条 クラブには次の役員を置きます。

- (1) リーダー 1名
- (2) サブリーダー 1名

(役員を選出)

第8条 リーダー及びサブリーダーは、クラブ員の中から選ばれます。

(役員の仕事)

第9条 リーダーは、クラブ員をとりまとめます。

2 サブリーダーは、リーダーを助け、リーダーに事故あるときは、その仕事をかわっておこないます。

## 第4章 活動

(活動)

第10条 学校の休日に次の活動をおこないます。(1回3時間単位で、年間5回程度)

- (1) クラブ結成式
- (2) 消防のしくみと仕事
- (3) 物の燃えるわけと、消火のしかた
- (4) 火災が起こったら(通報、消火、避難)
- (5) 火災をふせぐには、どうしたらよいか
- (6) 応急処置のしかた
- (7) 訓練礼式(基本の姿勢、整列のしかたなど主に基本動作)
- (8) 地震はどうして起きるのか、被害をふせぐには
- (9) 反省会
- (10) その他必要と思われる活動

2 クラブ活動をおこなうときには、代表者からクラブ員に、事前に通知します。

(クラブ活動の指導)

第11条 クラブ活動の指導は、消防署員がおこないます。

## 第5章 支給、貸与物品

(支給物品等)

第12条 クラブ員には、次の物品を貸与します。

- (1) 制服
- (2) ヘルメット
- (3) バッジ



- (4) スカーフ
- (5) スカーフ止め
- (6) ベルト

2 クラブ員には、次の物品を支給します。

- (1) 手帳
- (2) 少年消防クラブ員必携

3 クラブ員は、任期の途中でクラブを退会しようとするとき又はクラブ活動終了時には、貸与物品を返納するものとします。

(修了証)

第13条 クラブ活動を修了したクラブ員には、消防署長から修了証を交付します。

ただし、年間3回以上クラブ活動に出席したクラブ員に限ります。

## 第6章 入会、退会の手続き

(入会手続き)

第14条 このクラブに入会しようとする者は、『少年消防クラブ入会申込書』(様式1)

をクラブ代表者に提出し、入会の承認を受けます。

(退会手続き)

第15条 クラブ員は、クラブを退会しようとするときには、『少年消防クラブ退会届』(様

式2)を、クラブ代表者に提出しなければなりません。

## 第7章 経費と補償

(経費)

第16条 クラブ活動に必要な経費は、市費又は助成金などをもってあてます。

(補償)

第17条 クラブ活動に伴う事故(自宅からクラブ活動を行う場所までの往復経路の事故を含む。)等については、川崎市市民活動保険制度により補償します。ただし、故意による事故は除きます。

## 第8章 雑則

(帳簿)

第18条 クラブには、次の帳簿などを備えておきます。

- (1) 規約
- (2) クラブ員名簿 (入会申込書及び退会届を含む)
- (3) クラブ活動記録簿
- (4) クラブ活動出席簿
- (5) その他必要な帳簿

付 則

この規約は、            年    月    日から施行します。

様式1

少年消防クラブ入会申込書

入 会 者	ふりがな 氏 名		性 別 男 女	生年月日 ( 歳) 年 月 日生
	住 所	TEL		
	通学校名	小学校 年生 組 (身長 cm)		
	特 技			
	趣 味			
	備 考			

承 諾 書

地区少年消防クラブ  
運営委員会委員長様

貴クラブに入会することを承諾いたします。

年 月 日

保 護 者

様式2

年 月 日

地区少年消防クラブ  
運営委員会委員長様

クラブ員  
住所  
氏名

少年消防クラブ退会届

わたくしは、次の理由により〇〇地区少年消防クラブを退会するので、支給物品を添えてお届けします。

1 退会年月日

年 月 日

2 退会理由

別紙1

○川消第○○○○号

年 月 日

消 防 局 長 様

○ ○ 消 防 署 長

○○地区少年消防クラブ結成届

このことについて、次のとおり結成したので報告します。

1 結成年月日

2 クラブ代表者住所、氏名

3 クラブ員数 (男 名女 名) 名

別紙2

○川消第○○○○号

年 月 日

消 防 局 長 様

○ ○ 消 防 署 長

○○地区少年消防クラブの活動状況報告

このことについて、 年度の活動状況を別紙のとおり報告します。

修 了 証

様

あなたは、 年度〇〇地区少年消防クラブ員として立派な成績  
をおさめて修了したことを証明します。

年 月 日

〇〇消防署長 〇〇 〇〇